

第551回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年2月16日（木）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第2種共同漁業（張網漁業）及び第1種区画漁業（真珠養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画（案）について【答申】

(2) 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則と茨城県内水面漁業調整規則との適用範囲の境界の変更について【協議】

(3) 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程等の一部改正について【協議】

(4) その他

7 閉 会



漁諮問第14号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条の規定に基づき、霞ヶ浦北浦海区に係る海区漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年1月11日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

霞ヶ浦北浦海区において現在免許している第2種共同漁業権（張網漁業）18件及び第1種区画漁業権（真珠養殖業）4件の存続期間は、令和5年8月31日をもって満了するが、当該海区における漁業生産力の発展と水産資源の保存及び管理を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり海区漁場計画を定め、意見を求めるものである。

霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案) 概要

第1 漁業権に関する事項		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類:第2種共同漁業 漁業の名称:大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業 漁業の時期:1月1日から12月31日まで(大型雑魚張網漁業及び小型雑魚張網漁業とも同じ)																		
	イ 漁場の位置	土浦市港町3丁目、蓮河原町及び大岩田地先	土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先	かすみがうら市地先	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先	小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜地先	行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先	行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先	稲敷市本新、浮島及び西の洲地先	稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに旧稲敷郡江戸崎町地先	稲敷郡美浦村地先	稲敷郡阿見町地先	潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先	行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先	行方市のうち旧北浦町地先	銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中及び大字奈良毛地先	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鱒川地先	潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先	
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	あり あり
(2) 制限又は条件		船舶の航行を妨げてはならない																		
(3) 免許予定日		令和5年9月1日																		
(4) 申請期間		令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																		
(5) 関係地区	土浦市	土浦市	かすみがうら市	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村	小美玉市のうち旧東茨城郡小川町並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔、浜、谷島、捻木、若海及び芹沢	行方市浜、玉造甲、玉造乙、手賀、西蓮寺、井上、荒宿、藤井及び井上藤井	行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山及び島須、牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町	稲敷市浮島	稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出、古渡及び旧稲敷郡江戸崎町	稲敷郡美浦村	稲敷郡阿見町	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀	行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮、天掛及び根小屋	行方市のうち旧北浦町	銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字宮津台	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町		
(6) 存続期間		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
公示番号(霞北区)		第111号	第112号	第121号	第122号															
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類:第1種区画漁業 漁業の名称:真珠養殖業 漁業の時期:1月1日から12月31日まで																		
	イ 漁場の位置	稲敷市浮島地先	稲敷市浮島地先	稲敷市上須田地先	小美玉市小川地先															
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり														
(2) 制限又は条件		施設設置面積	33,900㎡	33,000㎡	20,137㎡	20,000㎡														
(3) 免許予定日		令和5年9月1日																		
(4) 申請期間		令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																		
(5) 存続期間		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別		個別漁業権																		
第2 類似漁業権以外の漁業権		霞北区第112号																		
第3 沿岸保全漁場に関する事項		該当なし																		

※霞北区第118号は、漁業権放棄により平成31年4月3日に登録を抹消



茨城県報

第 379 号

令和 5 年 (2023年) 2 月 2 日

木 曜 日

目 次

告 示	ページ
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課)	1
●身体障害者福祉法に規定する医師の辞退 (障害福祉課)	2
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課)	2
●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	3
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)	4
●家畜等の移動等の禁止について (畜産課)	6
●定款変更の認可 (農村計画課)	6
●道路の区域の変更 (3件) (道路維持課)	6
●道路の供用の開始 (5件) (道路維持課)	8
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課)	9
(教 育 長)	
●指定納付受託者の指定 (2件)	9
公 告	
●県営土地改良事業計画 (農村計画課)	10
●開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課)	11
●入札公告 (情報システム課)	11
(病 院 局)	
●入札公告	17
(茨城海区漁業調整委員会)	
●海区漁場計画に関する公聴会開催	20
(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)	
●海区漁場計画に関する公聴会開催	23

告 示

茨城県告示第94号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 2 日

茨城県知事 大井川 和 彦

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●海区漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和5年2月2日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 鈴 木 幸 雄

1 開催の日時及び場所

令和5年2月16日 午前10時

土浦市真鍋5丁目17番26号

土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

2 案 件

第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画案について

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- (1) 縦覧に供する書類 第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画案の写し
- (2) 縦覧期間 県報登載日から公聴会開催日前日まで
- (3) 縦覧場所 土浦市真鍋5丁目17番26号土浦合同庁舎内
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

3 公述の申込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、公聴会前日の午後4時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該海区において漁業を営む者
- (2) 当該海区において漁業を営もうとする者
- (3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規程(昭和36年霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第2号)に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

1 住 所

2 氏 名

3 年 齢

4 職 業

5 当該事案に関して利害関係を有する理由

6 発言内容の要旨

令和 年 月 日

氏名 (自署)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 鈴木 幸雄 殿

第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 免許期間

平成25年9月1日から令和5年8月31日まで(現在)

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで(次期)

2. 漁業権切替えスケジュールの概要

	月	事項	内 容
R 4	4~8月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施
	6~12月	関係機関調整	
	9月	基本方針	委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	11月	作成状況報告	委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	海区漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	2月	公聴会	公聴会(法第64条第5項)
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の樹立(県報掲載)(法第64条第6項)
R 5	6~7月	免許申請	免許申請書受付(法第69条第1項)
	7~8月	審査	適格性の審査(法第72条)
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付(法第69条)
	9月	公示	県報掲載

※「法」は漁業法を示す

法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

- 第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
 - 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
 - 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

- 第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。
- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

- 第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則と茨城県内水面漁業調整規則との適用範囲の境界の変更について

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 概要

霞ヶ浦北浦海区と内水面の境界（漁業調整規則の適用範囲の境界）のうち、外浪逆浦と常陸利根川との境界については、現在、「千葉県香取市附洲新田地先に設置した標柱と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚の中心線とを結んだ線」と定められている（参考資料：令和2年1月9日付茨城県告示第14号）。

しかしながら、境界の標識としていた附洲新田地先の標柱は、現在、水没等により確認できない状況にあることから、地元漁業協同組合と協議のうえ、新たな霞ヶ浦北浦海区漁場計画の作成に合わせて、当該境界の標識を陸上の近傍標識（国土交通省キロ杭外浪逆浦右岸 1.50km）へと移すこととし、以下のとおり境界の変更に係る告示を行う。

2. 境界の変更に係る告示（案）

現告示	6 千葉県香取市附洲新田地先に設置した標柱と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚の中心線とを結んだ線
変更案	6 千葉県香取市附洲新田地先の外浪逆浦右岸に設置された国土交通省キロ杭外浪逆浦右岸 1.50km と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚とを結んだ線

※霞ヶ浦北浦海区漁場計画（案）（令和5年1月11日付漁諮問第14号）においては、当該境界の見直しを反映し漁場の区域を設定している。

3. 今後のスケジュール（案）

- 令和5年2月 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会にて協議
海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会にて報告
- 令和5年4月 内水面漁場管理委員会にて協議
- 令和5年4月以降 意見募集（パブリックコメント）
- 令和5年6月以降 県報告示（令和5年9月1日から適用）

茨城県告示第 14 号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和 43 年茨城県規則第 49 号）第 2 条の適用範囲と、茨城県内水面漁業調整規則（昭和 40 年茨城県規則第 15 号）第 2 条の適用範囲との境界を次のとおり定める。なお、昭和 41 年 3 月 31 日付茨城県告示第 354 号は廃止する。

令和 2 年 1 月 9 日

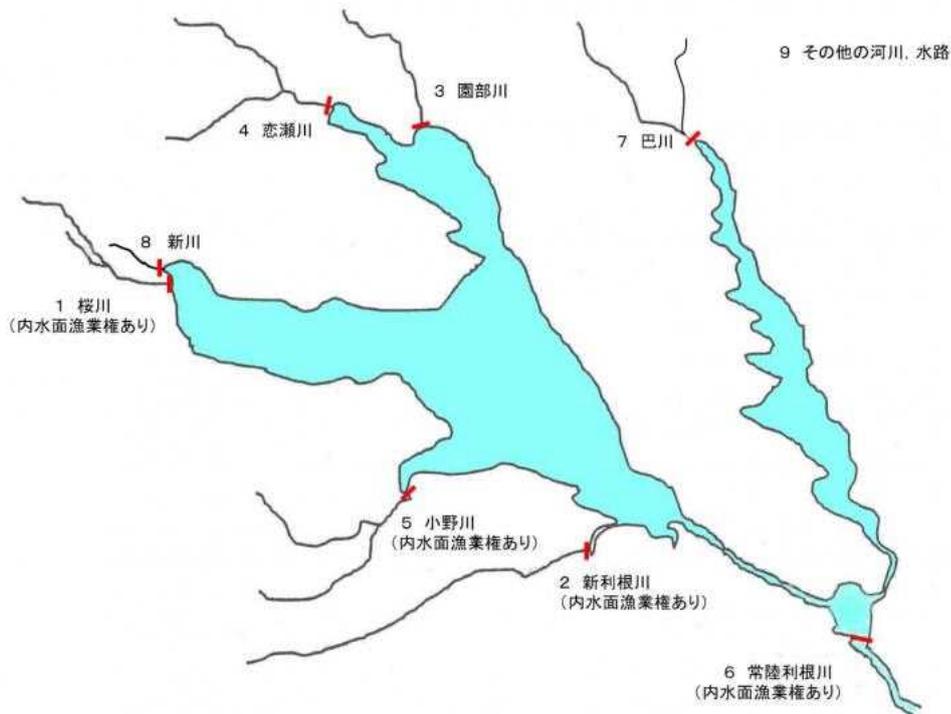
茨城県知事 大井川和彦

記

- 1 土浦市蓮河原町地先及び土浦市港町地先の桜川河口兩岸に設置された国土交通省の河川管理境界を示す標識の中心線を結んだ線
- 2 稲敷市上須田地先の新利根川河口に設置された新利根河水閘門下流端
- 3 小美玉市川中子地先及び小美玉市下馬場地先の園部川河口に設置された園部河口大橋下流端
- 4 石岡市高浜地先の恋瀬川河口に設置された愛郷橋下流端
- 5 稲敷市古渡地先及び稲敷市信太古渡地先の小野川河口に設置された古渡橋下流端
- 6 千葉県香取市附洲新田地先に設置した標柱と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚の中心線とを結んだ線
- 7 鉾田市串挽地先の巴川河口に設置された巴川橋下流端
- 8 土浦市川口地先及び土浦市湖北地先の新川河口に設置された新港橋下流端
- 9 上記 1 から 8 を除く河川，水路については，河川横断構造物下流端又は河口兩岸に設置された国若しくは地方公共団体の河川管理境界を示す標識の中心線を結んだ線のうちいずれか下流側

対象河川および霞ヶ浦北浦海区概要図

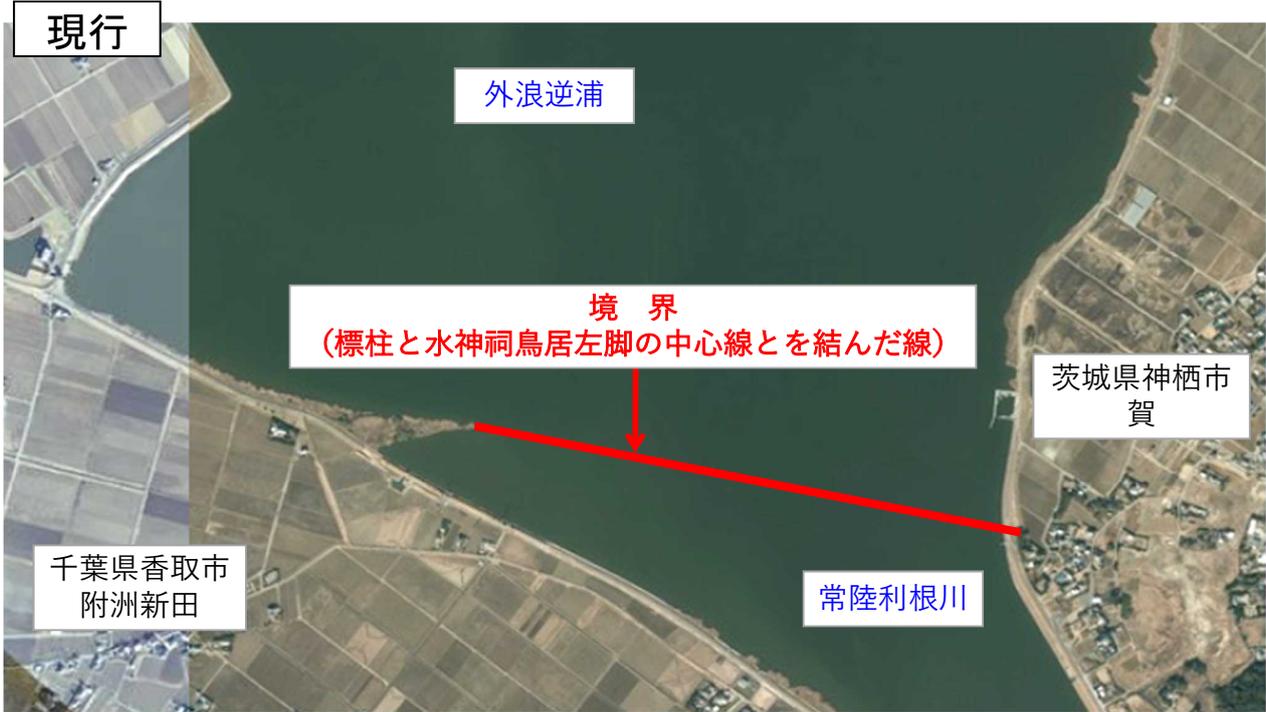
※ 1～8の河川と霞ヶ浦北浦海区の境界を示す



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所ホームページより

(<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/kasui/shinko/kisoku-kyokai.html>)

6 外浪逆浦河口の境界



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/>)
地理院タイルを加工して作成



茨城県個人情報保護に関する条例施行規程等の一部改正について

令和5年 2月16日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1 改正規程

- (1) 茨城県個人情報保護に関する条例施行規程（平成17年7月21日規程第1号）
- (2) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程（昭和38年5月1日規程第1号）

2 改正理由

令和5年4月1日以降、令和3年に改正された個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定が地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されるのに伴い、県の条例、規則が改正されたこと等による。

3 主な改正内容

(1) 茨城県個人情報保護に関する条例施行規程

- ・題名を次のように改める。

茨城県個人情報保護に関する法律施行条例施行規程

- ・本文中、

「茨城県個人情報保護に関する条例」 を

「茨城県個人情報保護に関する法律施行条例」 に、

「茨城県個人情報保護に関する条例施行規則」 を

「茨城県個人情報保護に関する法律施行細則」 に改める。

(2) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程

- ・第6条（局長の専決）第8号中、

「茨城県個人情報保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定」 を

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定」 に改める。

4 施行日

令和5年4月1日

※茨城県個人情報保護に関する法律施行条例の施行日と同日

【茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程新旧対照表】

改正案	現行
<p>○<u>茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程</u></p> <p>茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成17年茨城県条例第1号)の規定に基づき同条例の施行に関し霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、<u>茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則</u>(平成17年茨城県規則第59号)に定める例によるものとする。</p> <p>付 則 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○<u>茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程</u></p> <p>茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)の規定に基づき同条例の施行に関し霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、<u>茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則</u>(平成17年茨城県規則第59号)に定める例によるものとする。</p> <p>付 則 この規程は、公布の日から施行する。</p>

○ 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

[平成 17 年 7 月 21 日]
規 程 第 1 号]

改正 令和 5 年 月 日 規定第 号

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)の規定に基づき同条例の施行に関し霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則(平成 17 年茨城県規則第 59 号)に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 5 年規程第 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 号（案）

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会長 鈴木 幸雄

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年7月21日規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

本文中、「茨城県個人情報の保護に関する条例」を「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例」に、「茨城県個人情報保護に関する条例施行規則」を「茨城県個人情報保護に関する法律施行細則」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程新旧対照表】

改正案	現行
<p>(局長の専決)</p> <p>第6条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成17年茨城県条例第1号)</u>の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定</p> <p>(9、10) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する</u></p>	<p>(局長の専決)</p> <p>第6条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>茨城県個人情報の保護に関する条例(平成5年茨城県条例第2号)</u>の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定</p> <p>(9、10) (略)</p>

○ 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程

〔 昭和 38 年 5 月 1 日 〕
〔 規 程 第 1 号 〕

改正 昭和 52 年 3 月 10 日規程第 1 号
昭和 53 年 6 月 29 日規程第 1 号
昭和 61 年 3 月 26 日規程第 1 号
昭和 61 年 9 月 25 日規程第 3 号
昭和 63 年 5 月 26 日規程第 1 号
平成 5 年 8 月 30 日規程第 2 号
平成 6 年 12 月 22 日規程第 3 号
平成 12 年 9 月 29 日規程第 3 号
令和 2 年 12 月 3 日規程第 5 号
令和 5 年 月 日規程第 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置、組織及び権限等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和 2 規程 5 ・ 一部改正)

(事務局の設置)

第 2 条 委員会に事務局をおく。

(分掌事務)

第 3 条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (3) 諮問の受理、付託及び答申に関する事。
- (4) 要望等の受理、付託及び処理に関する事。
- (5) 海面利用協議会に関する事。
- (6) 議事録作成に関する事。
- (7) 委員会の諸規程の制定及び改廃に関する事。

(昭和 63 規程 1 ・ 全改、平成 6 規程 3 ・ 令和 2 規程 5 ・ 一部改正)

(職及び職務)

第 4 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主任及び主事を置き、書記のうちから委員会が命ずる。

- 2 事務局に必要な応じ、係長を置き、書記のうちから委員会が命ずる。
- 3 局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を総理し、職員を指揮監督する。
- 4 係長は、上司の命を受け、特に命じられた事項を処理する。
- 5 主任及び主事は、上司の命を受け事務を処理する。

(昭和 63 規程 1 ・ 全改 ・ 令和 2 規程 5 ・ 一部改正)

(代決)

第 5 条 局長が不在のとき（事故があるとき、又は欠けたときを含む。）は、あらかじめ局長の指定した職員がその事務を代決する。

- 2 前項の場合において、重要若しくは異例に属する事務又は新たな計画に関する事務については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に緊急を要するものは代決することができる。
- 3 前 2 項の規定により代決した事項のうち、代決者において必要と認めるものについて

は、局長の後閲を受けなければならない。

(令和 2 規程 5 ・ 一部改正)

(局長の専決)

第 6 条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 職員の服務に関する諸届の受理に関すること。
- (3) 職員の事務分担の決定に関すること。
- (4) 職員の職務専念義務の免除及び有給休暇の承認に関すること。
- (5) 職員の旅行命令及び復命の受理に関すること。
- (6) 職員の時間外勤務休日勤務の命令に関すること。
- (7) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
- (8) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定
- (9) 茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 5 号）の規定に基づく行政文書の公開又は不開示の決定及びその決定期間の決定
- (10) その他軽易な事項に関すること。

(昭和 52 規程 1 ・ 昭和 61 規程 3 ・ 平成 5 規程 2 ・ 平成 12 規程 3 ・ 令和 2 規程 5 ・ 令和 5 規程 ・ 一部改正)

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか事務局の職員の服務並びに文書の処理及び整理保存に関しては、知事部局の例による。

(令和 2 規程 5 ・ 一部改正)

付 則

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程（昭和 36 年規程第 4 号）は廃止する。

付 則（昭和 52 年規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 53 年規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61 年規程第 1 号）

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 61 年規程第 3 号）

この規程は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 63 年規程第 1 号）

この規程は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年規程第 2 号）

この規程は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年規程第 3 号）

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年規程第 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 号（案）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会長 鈴木 幸雄

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

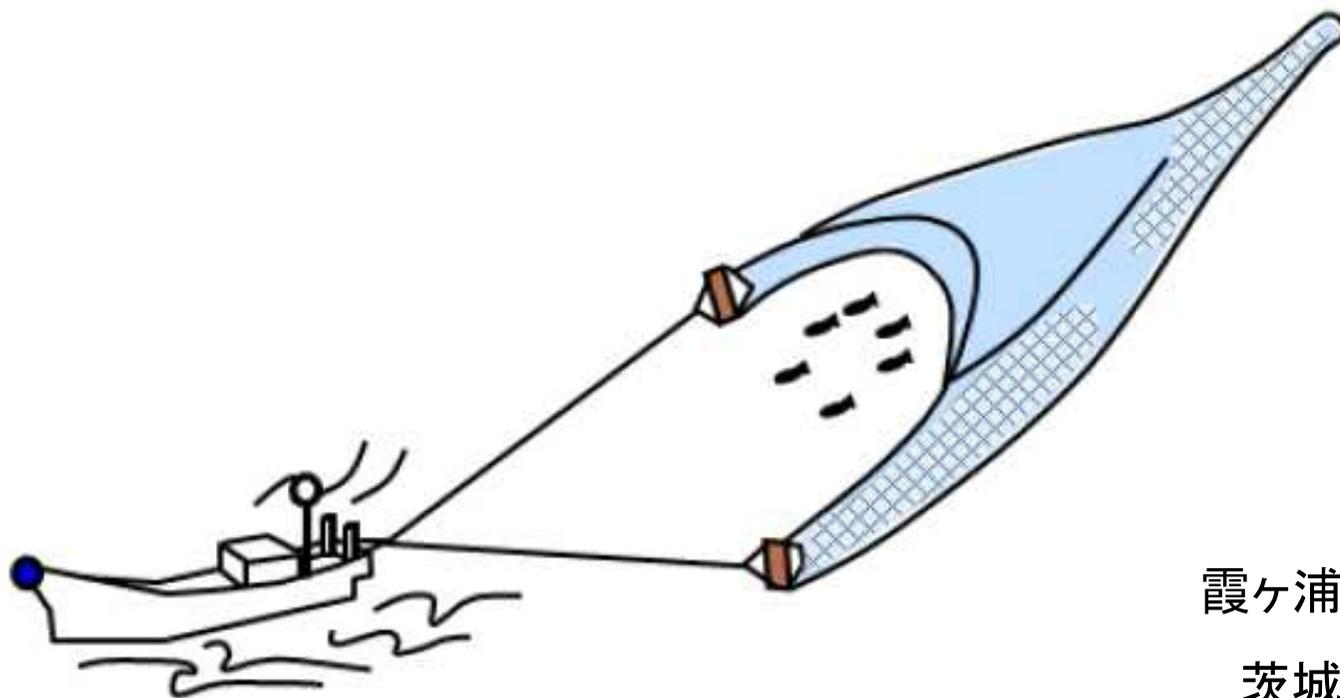
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程（昭和38年5月1日規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第8号中、「茨城県個人情報保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨城県個人情報保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年のトロール漁について

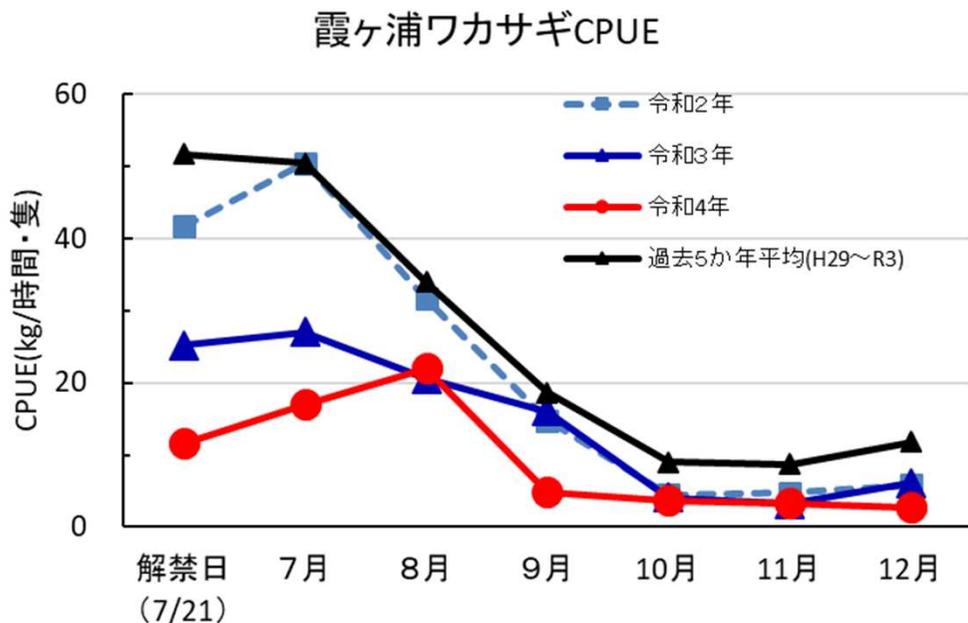


霞ヶ浦北浦漁業調整委員会資料
茨城県水産試験場内水面支場

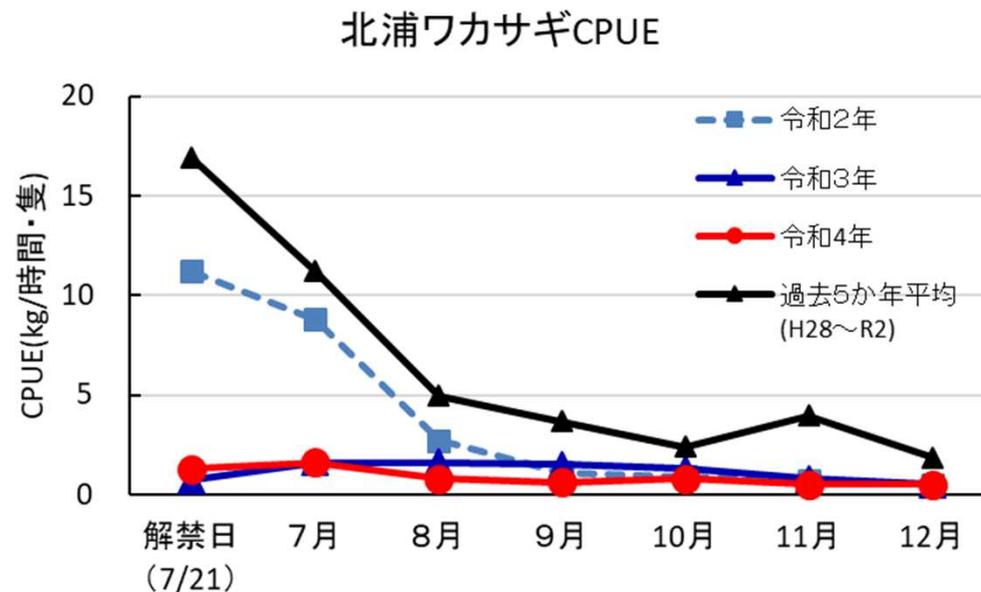
(2023.2.16)

1 ワカサギの状況

霞ヶ浦のワカサギの獲れ具合



北浦のワカサギの獲れ具合

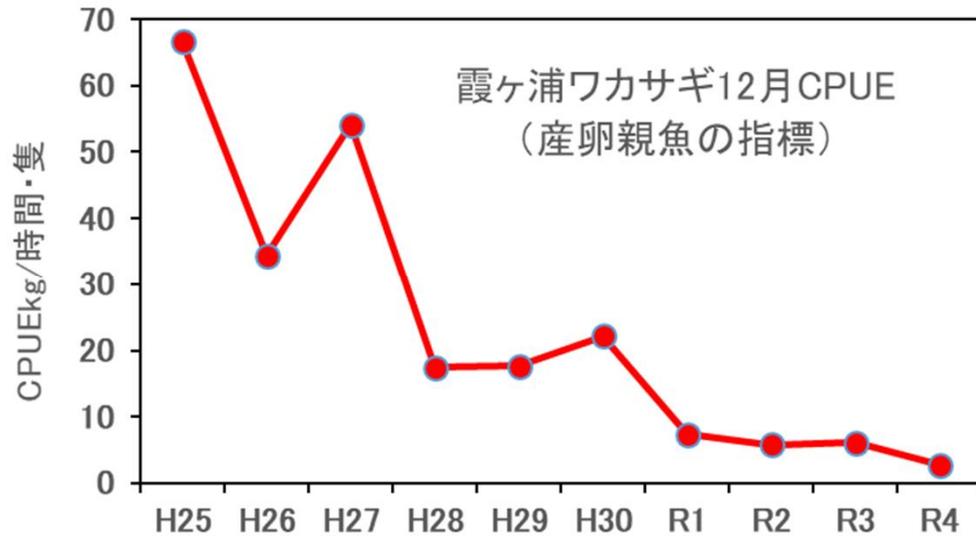


※操業船日誌より作成
※R2,R3北浦緊急支援事業
(資源量調査)を含む

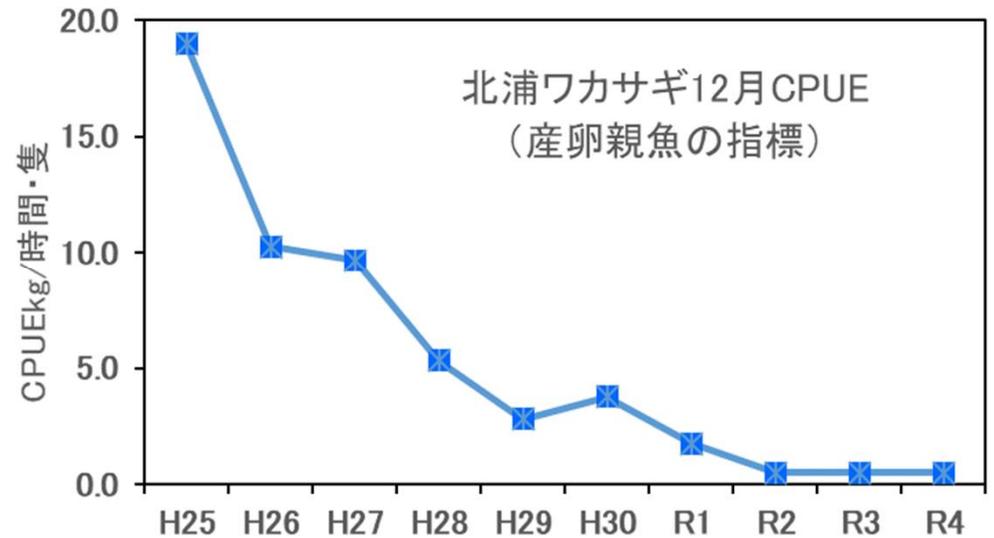
● R4年の霞ヶ浦は全期間を通じて過去5か年平均を下回った。

● R4年の北浦は全期間を通じて不漁だった。

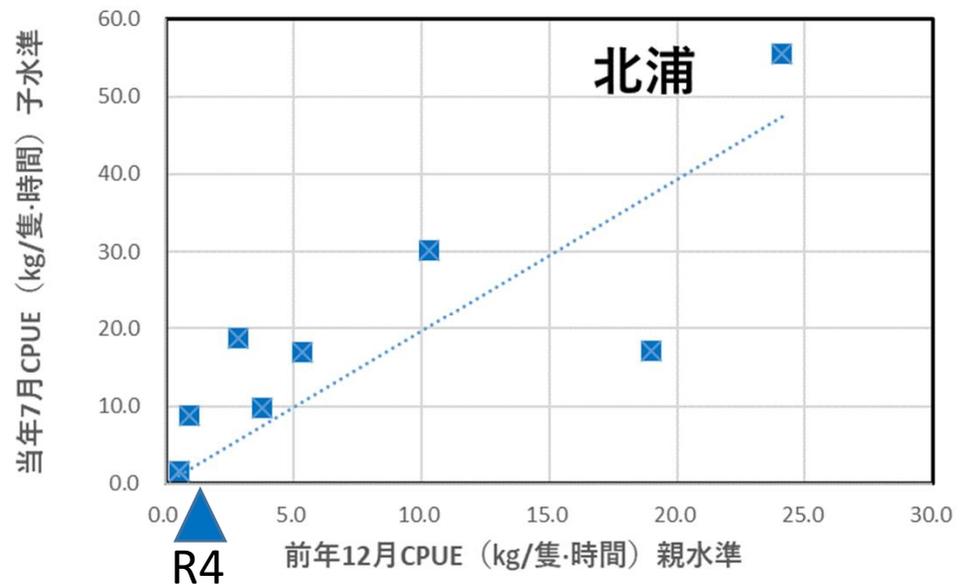
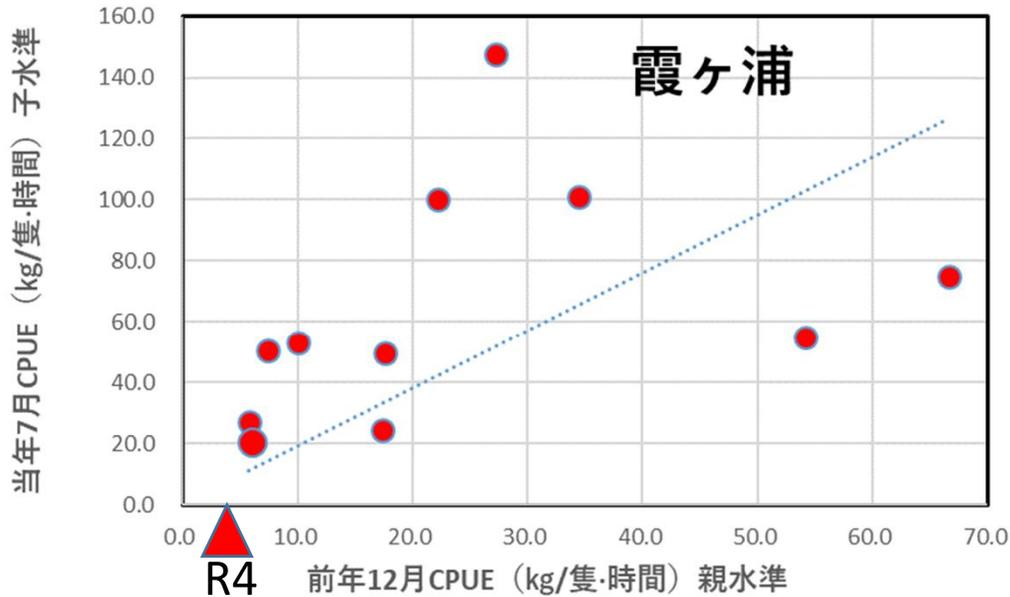
12月時点のワカサギ親魚の状況と来年の見込み



前年12月CPUE (親水準) と翌年7月CPUE (子水準)



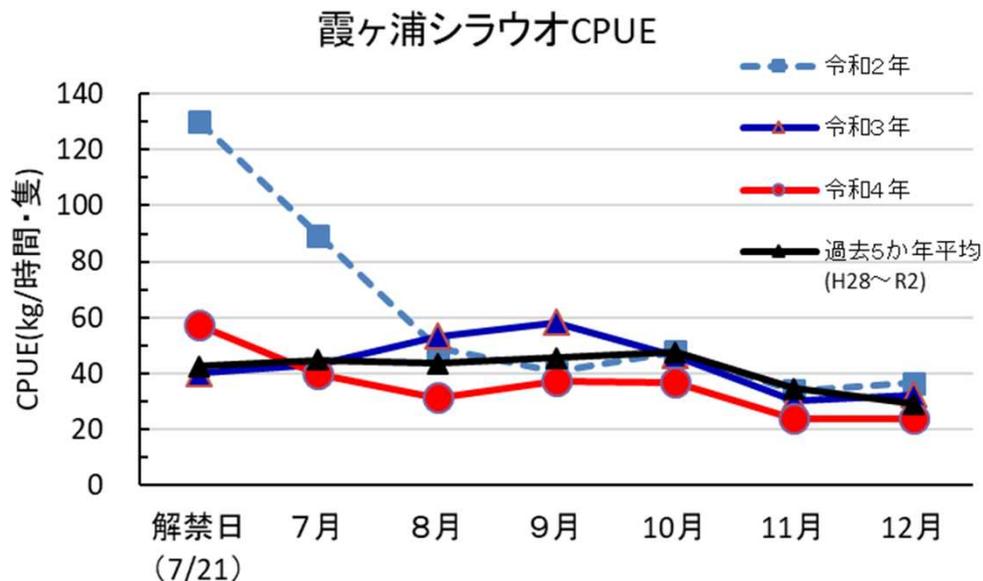
前年12月CPUE (親水準) と翌年7月CPUE (子水準)



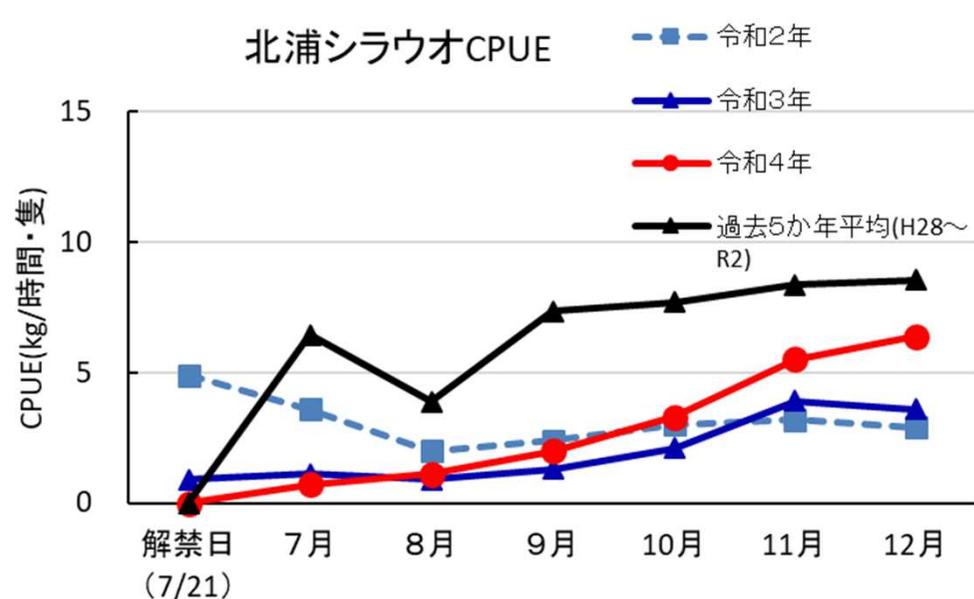
親魚の指標値(CPUE)は霞ヶ浦で**2.8kg/隻・時** 北浦で**0.5kg/隻・時**と低い値
 今年(R5年)の7月のワカサギ漁は、現時点での親の水準からみると、好漁は見込めない

2 シラウオの状況

霞ヶ浦のシラウオの獲れ具合



北浦のシラウオの獲れ具合

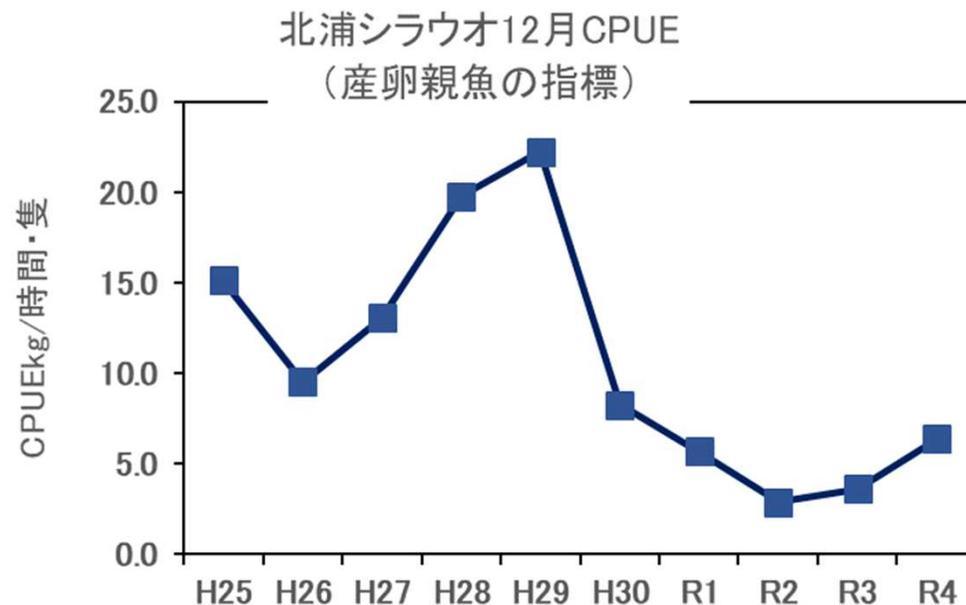
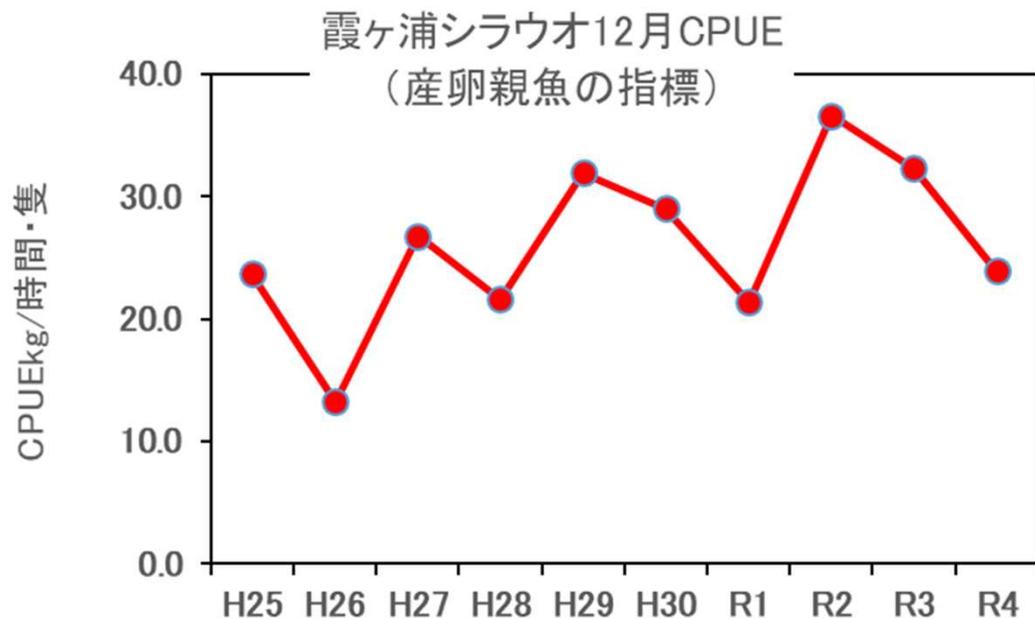


※操業船日誌より作成
※R2,R3北浦緊急支援事業
(資源量調査)を含む

● 霞ヶ浦は、前年より低めで推移

● 北浦は全期間をとおして低いが、直近3年で見ると少し上昇

12月時点のシラウオ親魚の状況

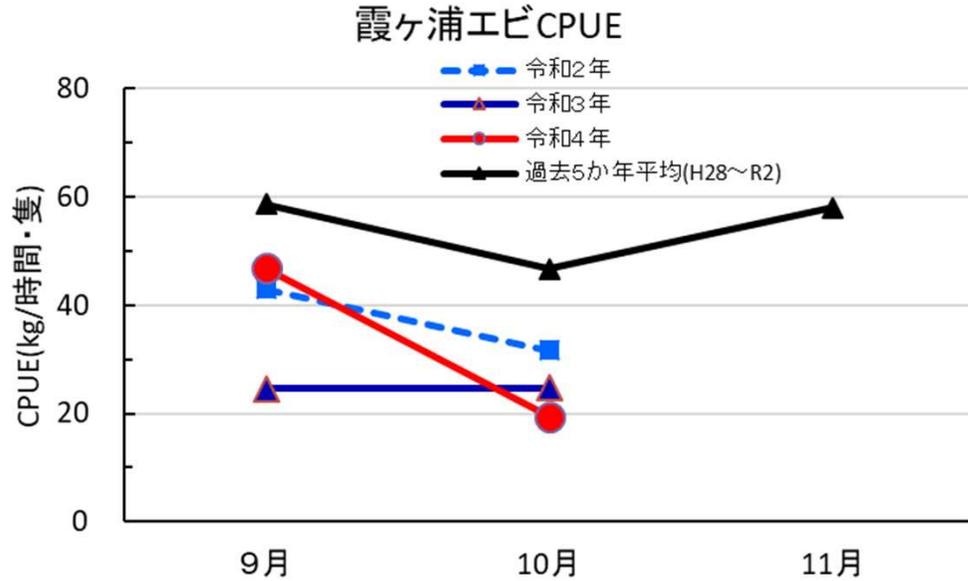


霞ヶ浦 R2、3年よりは低い値だが、10年で見ると平均的な水準を維持している

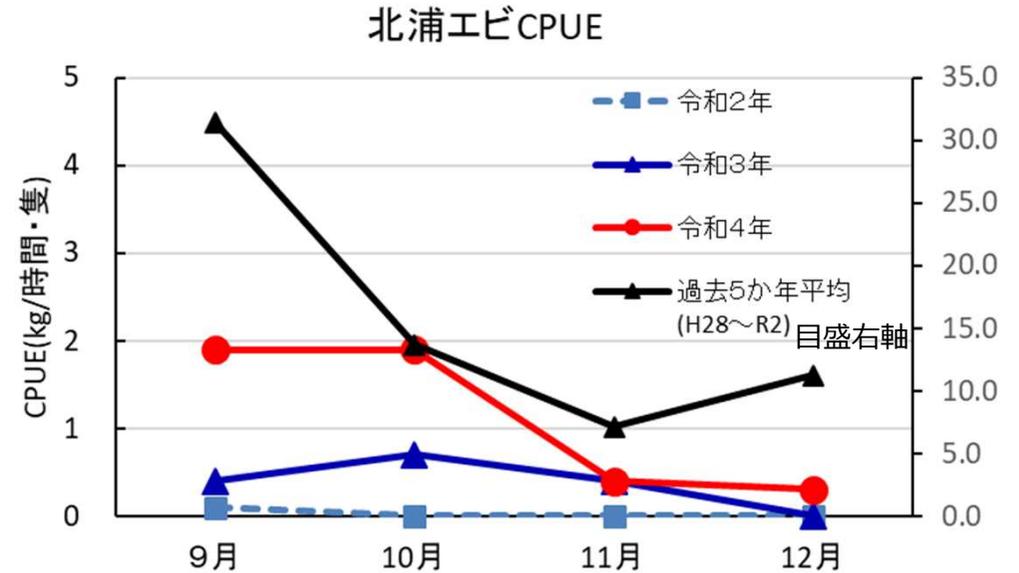
北浦 H30年より低下したが、R4年は少しではあるが上昇

3 エビの状況

霞ヶ浦のエビの獲れ具合



北浦のエビの獲れ具合



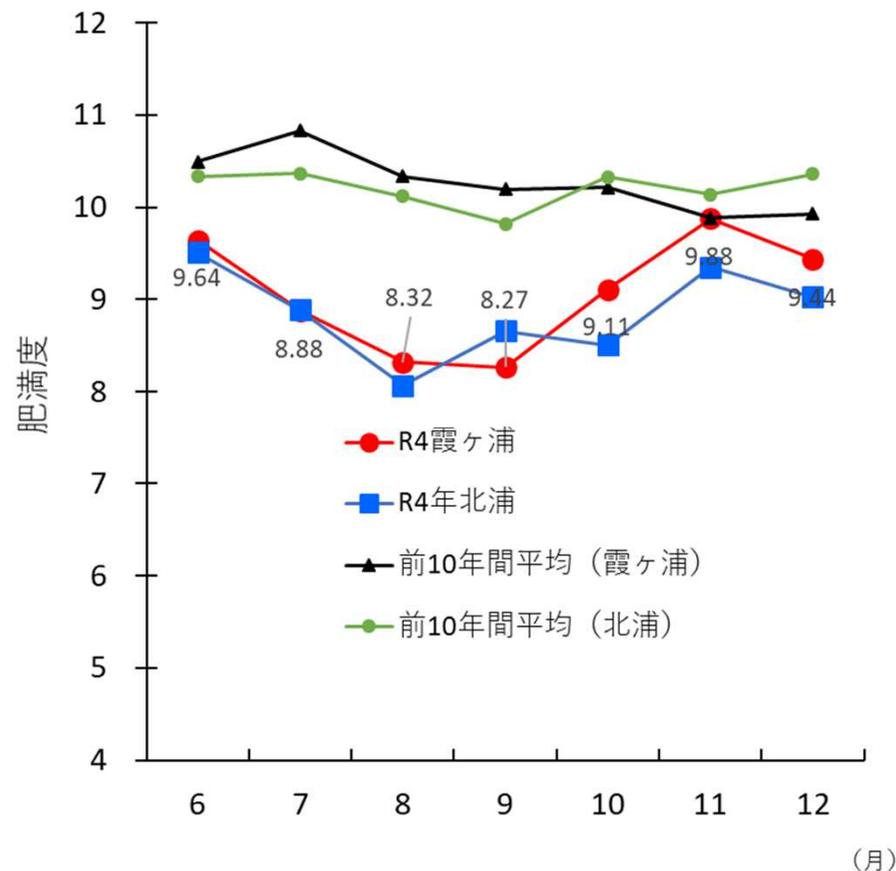
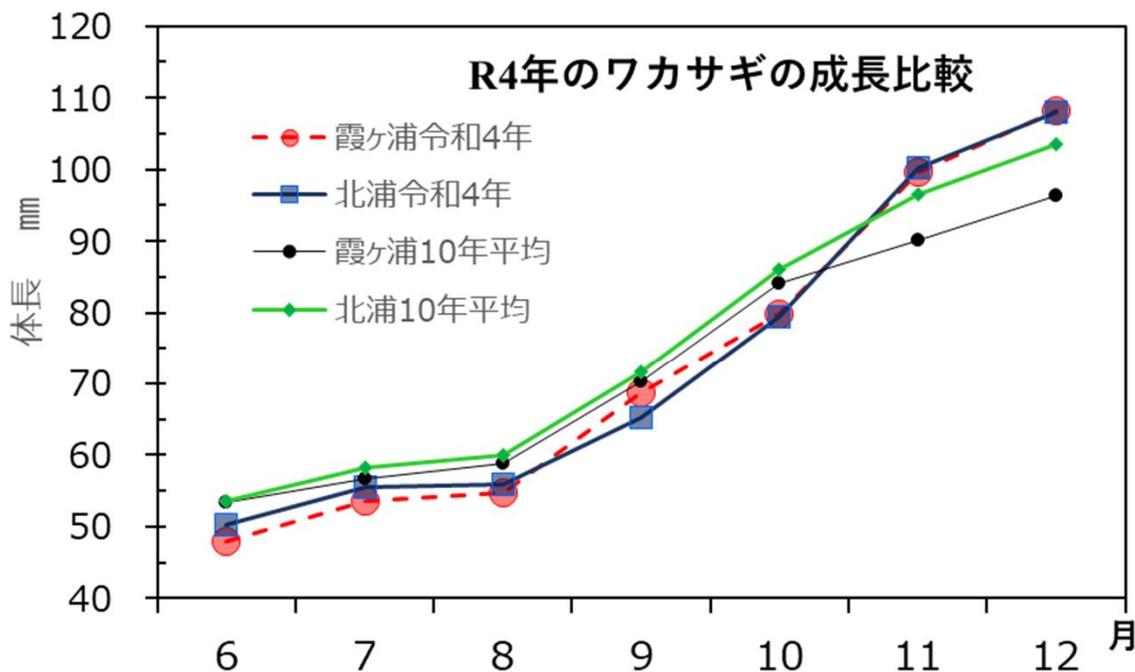
※操業船日誌より作成

● 霞ヶ浦 9月は良かったが、漁期が短い

● 北浦 量的には少ないが、9, 10月に若干の漁獲があった

4 ワカサギ・シラウオの成長（霞ヶ浦と北浦の比較）

①ワカサギ



ワカサギ肥満度の推移

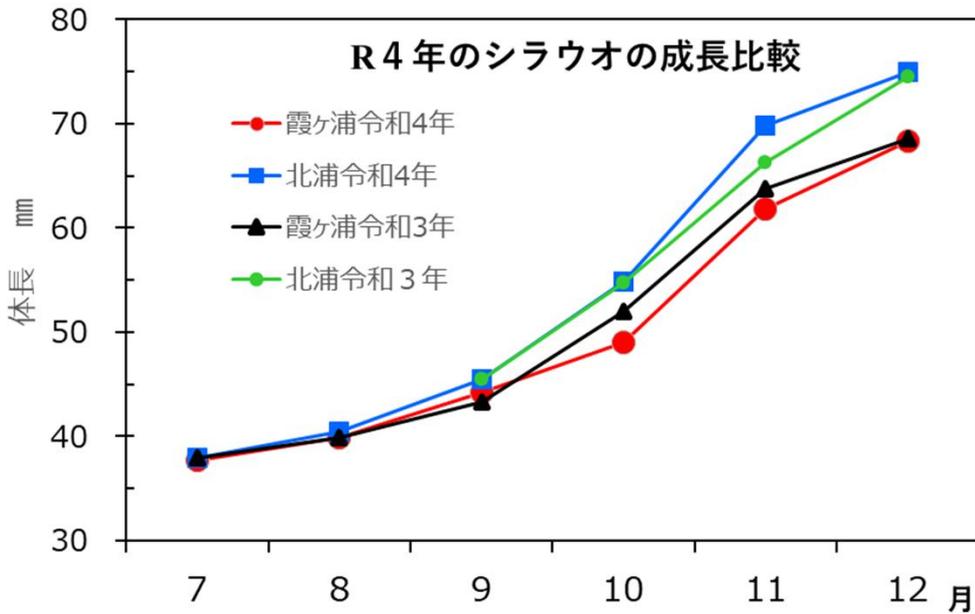
●R4年は、霞ヶ浦と北浦は同じような成長

肥満度もほぼ同様

※餌生物の違いがみられた

（10月以降 霞ヶ浦：イサザアミ、北浦：ミジンコ、カイアシ類）

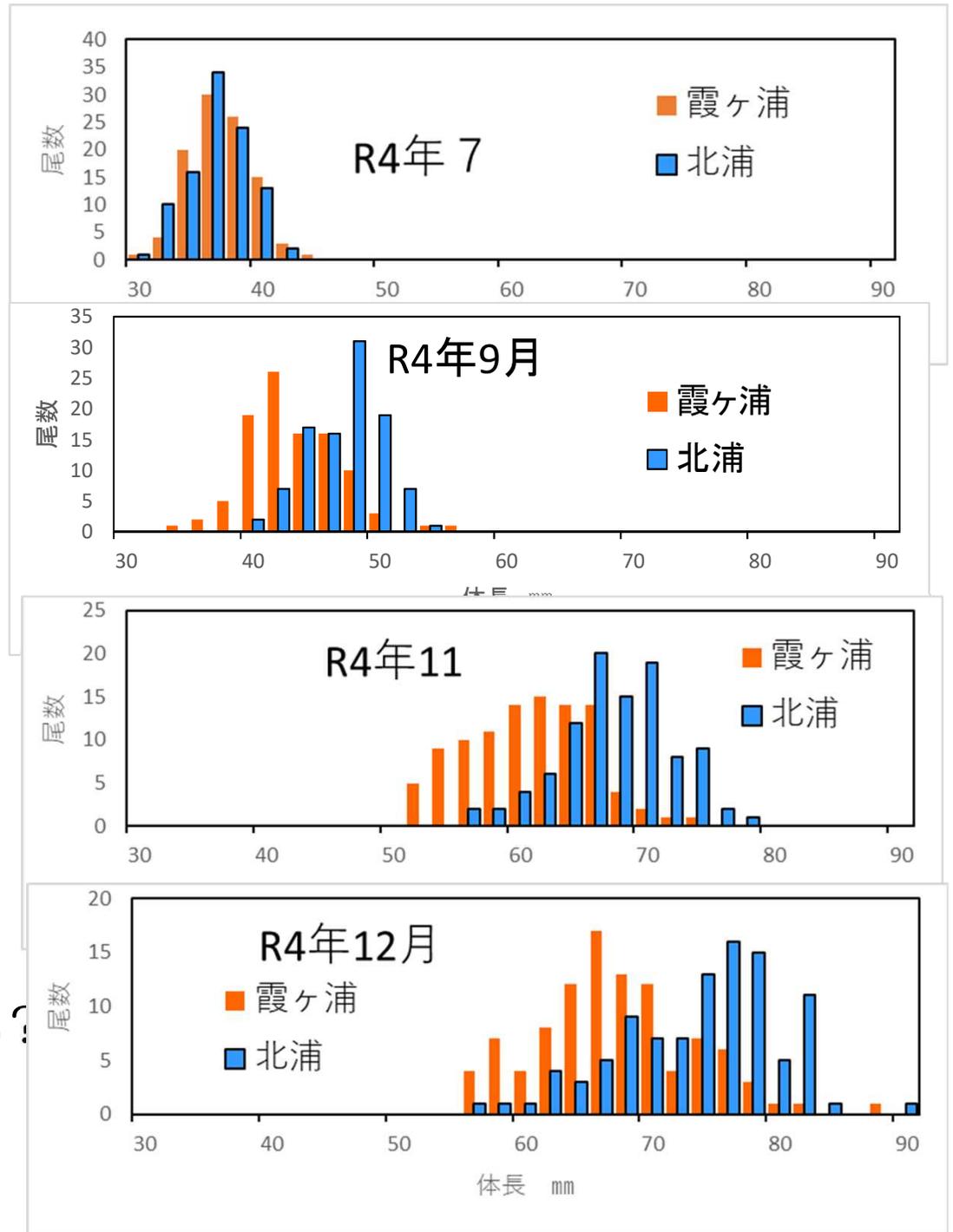
② シラウオ



- 北浦での成長が早い
- 霞ヶ浦は大きさのばらつきが大きい

考えられる要因

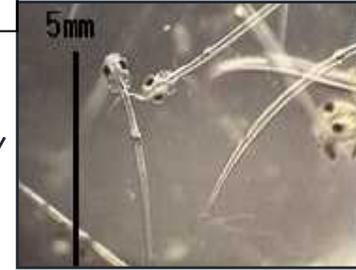
- 霞ヶ浦の方が資源が多いため成長遅い？
- 産卵期間の違いがあるか？
(小型魚の加入に関係)



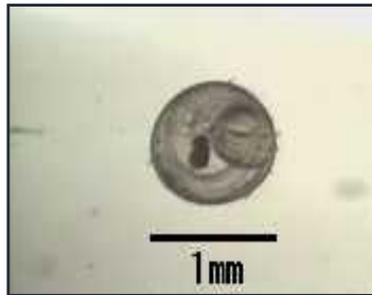
※R5年度に継続して検討します

R5年のワカサギ関係調査

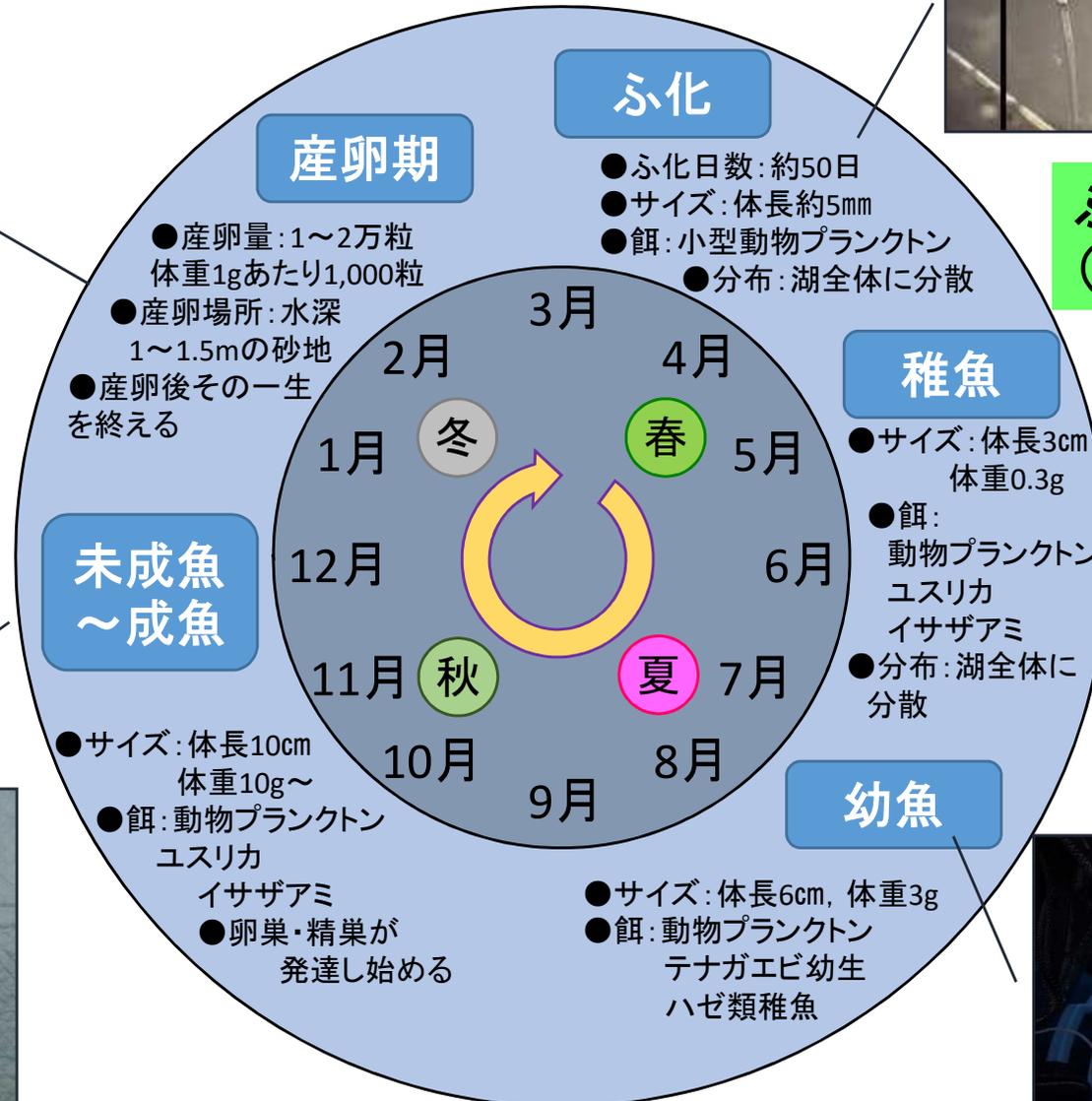
2月より初期餌料調査
(湖岸の動物プランク
トン)を開始します



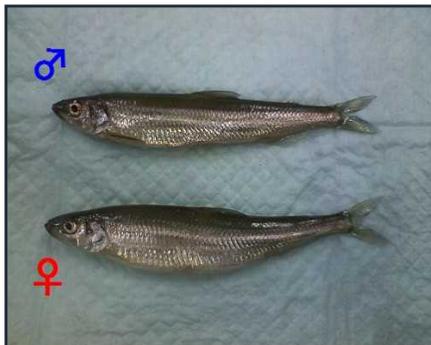
ふ化後の餌の量
(初期餌料調査)



卵を産む親の量
(12月の1網当
たり漁獲量)



初期資源量
(漁期前調査)



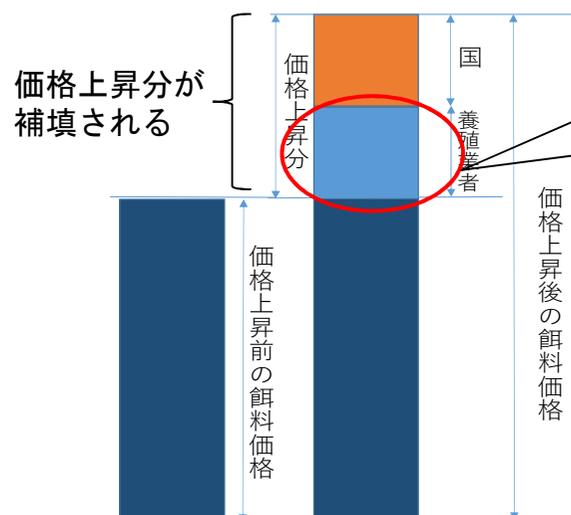
コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業【R4.1月補正予算額 19百万円】

不安定な国際情勢や円安の影響等による配合飼料価格の急激な高騰により影響を受けている県内で養殖業を営む方の経営安定を図るため、配合飼料の購入量に応じた支援を行う。

【事業主体】 漁業協同組合

【事業内容】

- (1) 補助対象経費 漁業経営セーフティネット構築事業補填金における養殖業者負担分の1/2以内を補助
- (2) 補助対象飼料 令和5年1月から令和5年12月までの間に納品された配合飼料(区画漁業権に基づく養殖業で使用するものに限る)
- (3) 対象者 県内で区画漁業権に基づく養殖を営む者(R4セーフティネット加入者及びR5加入予定者)で養殖のコスト削減に取り組む者



養殖業者負担分
この1/2以内を
補助する



養殖コスト削減の取組例

- ①国産原料を用いた配合飼料への切替
- ②給餌量の削減

など

セーフティネットに基づく当事業の仕組